



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	遺言による保険金受取人変更をめぐる法律関係：複合取引の一局面
Author(s)	山本, 哲生
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 61(1), 378[163]-358[183]
Issue Date	2010-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43160
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-1_010.pdf



遺言による保険金受取人変更を めぐる法律関係

—— 複合取引の一局面 ——

山 本 哲 生

I 序

保険契約者以外の者を保険金受取人とする第三者のためにする生命保険契約において、保険金受取人がどのような地位に立つかについては従来から議論がある。典型的には、保険契約者が被保険者である死亡保険契約では、保険契約者＝被保険者の死亡により保険金受取人が保険金請求権をもつことが確定するが（保険事故の発生後に保険金受取人を変更することはできない。保険43条1項）、このことと相続法の規律との関係が問題になる。1つには、生命保険が特別受益（民903条1項）になるか、遺留分減殺（民1031条）の対象になるかどうかが問題になる。また1つには、生命保険が保険契約者の債権者すなわち相続債権者のための責任財産になるかどうかとも問題になる。

この問題についての分析視角として、学説上有力に主張されているのが、第三者のためにする契約における対価関係に則して考えるべきであるということである。保険契約者以外の者を保険金受取人とする生命保険契約は第三者のためにする契約であり、この立場からすれば、保険契約者と保険金受取人間の対価関係としての法律関係が何かということから、上記の問題について考えることになる。たとえば、保険契約者が保険金受取人と保険金請求権を贈与する契約を締結し、その実行のために第三者のためにする保険契約を締結した場合には、保険金請求権の贈与が特別受益となるかという形で考えることになる。こ

これは第三者のためにする生命保険をめぐる法律関係が保険者と保険契約者間の保険契約と保険契約者と保険金受取人間の法律関係の双方から成り立つ複合取引であるという理解に基づき、このような複合取引に相続法の規律を当てはめることで、問題を処理するという考え方である。

これに対して、周知のように、判例は対価関係に則して解釈するという分析視角を採用していない。最判平成14・11・5民集56巻8号2069頁は、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は民法1031条に定める遺贈または贈与に当たらないとして、結論として遺留分減殺の対象にならないとする。また、最決平成16・10・29民集58巻7号1979頁は、特段の事情がある場合に例外を認めるが、自己を被保険者とする生命保険契約の保険契約者が共同相続人の一部の者を保険金受取人と指定して締結した保険契約に基づく保険金請求権は原則として特別受益に当たらないとする。これらの判決が理由とするところは次のようなものである。死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではない(最判昭和40・2・2民集19巻1号1頁参照)。また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできない。

これらの判決は、直接的には、保険金請求権は保険金受取人が固有権として取得するものであり保険契約者の相続財産ではないこと、実質的にも保険契約者の財産であったとはいえないことから結論を導いている。後述のように、そもそも保険契約者と保険金受取人間に何らかの法律関係があるということ自体を認めず、保険金請求権の固有権性から結論を導くものか、対価関係における法律関係は認めたくえて、その法律関係は民法1031条や民法903条1項にいう贈与等ではないとするものかは定かではない。いずれにしても、対価関係が贈与契約であれば民法903条1項が適用されるというような意味で、対価関係に則して考えるという判断枠組みをとっていないとはいえる。

ところで、保険法では遺言によって保険金受取人を変更することができることが明定されている(保険44条1項)。保険法制定前は遺言による受取人変更ができるかどうか議論の対象となっており、特別受益や相続債権者との関係

というような問題において、遺言によって保険金受取人の変更がなされた場合に、どのように考えられるかはそれほど大きな問題とはされていなかったように思われる¹。しかし、保険法で、遺言による受取人変更ができることが明定されたことを受け、この場合に特別受益等の問題をどう解するかに注意を払うことの必要性も指摘されている²。本稿では、生命保険金と特別受益や遺留分との関係、相続債権者との関係についての従来の議論を簡単にまとめたうえで、遺言によって保険金受取人を変更した場合に、これらの問題がどのように解されるかを検討する。その際に、上記の対価関係に則して考えるという立場からすれば、遺言によって受取人を変更した場合の対価関係は何かが問題になる。また、判例の枠組みについては、遺言によって保険金受取人をしたということが何らかの形で反映されるのかどうか問題になる。

Ⅱ 従来の議論状況

1 総説

生命保険金と特別受益および遺留分減殺との関係、相続債権者との関係についての従来の議論は、理論的な分析視角としては、大きくいえば、保険金請求権の固有権性から考えるアプローチと保険契約者と保険金受取人の対価関係から考えるアプローチに分けられる。固有権性とは、保険金請求権は保険金受取人が自己の固有の権利として取得するものであって、保険契約者から承継取得するものではないという性質のことである。

固有権性から直接に結論を導く考え方によれば、保険金請求権は保険金受取人の固有権であって、保険契約者の財産とは無関係である以上、相続債権者の引当財産にはならないし、特別受益や遺留分とも基本的には関係はないことになる³。

¹ この点を論じるものとして、中村敏夫「遺言による保険金受取人の変更」中村・生命保険契約法の理論と実務（保険毎日新聞社、1997年）293頁、山下友信「生命保険金請求権の固有権性」山下・現代の生命・傷害保険法（弘文堂、1999年）38頁。

² 山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義60巻1号（2009年）33頁。

³ 山下・前掲注（1）52頁参照。

これに対して対価関係に則して結論を導く考え方は、他人のためにする保険契約は第三者のためにする契約であり、第三者のためにする契約においては、要約者たる保険契約者と受益者たる保険金受取人間に対価関係として何らかの法律関係があるとする⁴。そして、対価関係としての法律関係から、相続債権者の引当財産になるか、特別受益や遺留分の対象となるかを考える。たとえば、対価関係が保険金請求権の贈与契約であるとすれば、生前に被相続人（＝保険契約者）が贈与した財産は原則として相続債権者の責任財産にはならないことになる。この考え方は保険金請求権の固有権性を否定するものではなく、保険金請求権が固有権であることから直ちには保険金請求権が保険契約者の財産とは関係がないという結論にはならないのであり、保険契約者と保険金受取人の関係は法律関係として評価されるべきであるとして、その法律関係に相続法の規律を当てはめることによって結論を導くものである⁵。

理論的には、大きくは、このような2つのアプローチがあるが、結論としては、どのような結論が導かれているであろうか。まず、相続債権者との関係については、固有権性から考えれば上記のように相続債権者の責任財産にはならないことになる。対価関係から考える場合、結論は分かれる。対価関係を生前処分と考えれば、保険金請求権はもはや責任財産にはならないことになる。これに対して、対価関係を死因処分と考えれば、責任財産となりうる。もっとも、死因処分とみた場合に責任財産となるかについては議論があり、後述する(Ⅲ)。

特別受益、遺留分に該当するかどうかについても結論は分かれている。固有権性から考える説は、前述のように、保険金請求権は相続財産とは関係がないので、特別受益等には当たらないとする⁶。これに対して対価関係から考える説は肯定する⁷。もっとも、対価関係から考えるといても、伝統的な学説は

⁴ 対価関係において法律関係がなければ、第三者の受益は法的に正当化できない（対価関係がなければ不当利得になる）。谷口知平＝五十嵐清編・新版注釈民法（13）〔補訂版〕（有斐閣、2006年）697頁〔中馬義直・新堂明子〕。

⁵ 山下・前掲注（1）75頁以下、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（2）」法協109巻6号（1992年）1044頁以下。

⁶ 遠藤浩「相続財産の範囲」家族法大系Ⅵ（有斐閣、1960年）179頁、島津一郎＝松川正毅編・基本法コンメンタール相続（第4版）（2001年）219頁〔潮見佳男〕。

⁷ 対価関係以外の肯定説の根拠として、自己の生命の保険契約において保険契

前述したような法律関係があるものとして対価関係をとらえていたわけではない。保険契約者と保険金受取人間の実質的経済的な関係に着目して特別受益等に該当することを認めていた。たとえば、受取人指定・変更には、生前贈与、死因贈与または遺贈と同視すべき財産の無償処分としての実質的経済的な関係が認められることから、肯定するというような議論がなされていた⁸。法律関係を観念しないで特別受益の対象となるという議論をすることは、否定説から批判を受ける点でもある⁹。

対価関係を法律関係として把握する立場は、どのような法律関係と理解するかにつき、いくつかの立場に分かれる。対価関係を保険金請求権の生前贈与に類似の無償処分とする説¹⁰、原則として、保険料のうち積立金の少ない保険においては保険料の支出という形で生前の無償処分であり、積立部分の大きな保険においては、危険保険料部分については保険料支出という形で生前の無償処分であるが、積立部分は積立金の死因贈与に等しい死因無償処分とする説¹¹、基本的には保険金請求権の遺贈または遺贈類似の法律行為と解するようであるが、養老保険につき場合分けして考える説¹²がある。

約者が受取人を指定せずに死亡すれば、保険金請求権は相続財産となること、遺言により受取人を指定すれば遺贈となることとの権衡もあげられる。中川善之助編・注釈相続法下（1955年）224頁〔島津一郎〕、高木多喜男・遺留分制度の研究（1981年）193頁等。

⁸ 死因処分とするものとして、大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫・生命保険契約法の諸問題（有斐閣、1958年）55頁、59頁、槇梯次「遺留分の減殺請求」家族法大系Ⅶ（有斐閣、1960年）288頁等。生前処分とするものとして、中川・前掲注（7）246頁〔加藤永一〕、高木・前掲注（7）193頁等。

⁹ 西理「遺産分割理論の再構成（試論）」家裁月報41巻10号（1989年）42頁。

¹⁰ 山下・前掲注（1）78頁。贈与そのものとする説として、中村敏夫「第三者のためにする保険契約における保険契約者と保険金受取人との関係」中村・前掲注（1）106頁。

¹¹ 藤田・前掲注（5）1063頁。

¹² 西原諄「相続に関する若干の疑問」岡山大学法学会編・世紀転換期の法と政治（有斐閣、2001年）164頁、166頁、同「共同相続人に対する贈与・遺贈と遺留分減殺請求」久貴忠彦編・遺言と遺留分第2巻遺留分（日本評論社、2003年）149頁。

詳しくは後述するが、遺贈や贈与が特別受益、遺留分減殺の対象になるのであるから（民903条1項、1031条）、このように対価関係として贈与類似の生前処分、死因贈与に類似の死因処分を認める結果、少なくとも一定の範囲で特別受益等の対象になると考えることになる。

2 対価関係の理解

(1) 処分の対象

対価関係をどのように解するかは理論的には主に法律行為の解釈の問題である（対価関係が不法行為による損害賠償債務であるというようなこともありえないわけではないが）。保険金受取人変更の対価関係たる法律関係が明示の法律行為としてなされることは極めてまれであるから、黙示の意思表示の合理的解釈としてどのような法律関係が形成されているかを解釈することになる。

対価関係については、処分の対象が何か、生前処分か死因処分か（遺贈に準じるものとするか）が問題になる¹³。処分の対象については、保険金請求権、積立金、保険料の三つの考え方がある。まず、保険金請求権と保険料との対比でいえば、これは対価関係を保険金請求権の譲渡という債権譲渡型とみるか、保険料支払債務の引受という債務引受型とみるかの問題であるとの整理がなされている¹⁴。

この点につき、受益者が存在していなければ取引は成立していないというように、受益者の受益が前提となっている場合には債務引受型であり、受益者の受益に関わらず取引が成立するといえるのであれば債権譲渡型と解するのが妥当とし、この基準から、原則として死亡保障だけの定期保険では債務引受型で保険料が贈与の対象であり、積立部分の大きな保険では、危険保険料部分は債務引受型であるが、貯蓄保険料部分は債権譲渡型とする説がある¹⁵。

¹³ 贈与契約である必要はないと解すべきであろう。山下・前掲注（1）76頁、藤田・前掲注（5）1055頁。

¹⁴ 藤田・前掲注（5）135頁、141頁。

¹⁵ 藤田・前掲注（5）135頁、142頁。なお、前者につき保険料、後者につき保険金請求権の処分とするものとして、西原・前掲注（12）「相続に関する若干の疑問」165頁。

しかし、たとえば、不動産売買につき第三者のためにする契約を用い、買主が第三者に不動産を贈与するために第三者を受益者としたというとき、買主自らは不動産は全く欲していないが第三者に贈与するために取引をした場合を原則として債務引受型と解すべきといえるかには疑問がある。この場合にも買主と第三者との対価関係は代金負担ではなく不動産自体の贈与と解することは十分ありうるのではないか。原則として債務引受型であるとまでいうことができるのは、要約者がいなくても受益者が自ら取引をしたであろうといえる場合に要約者が第三者のためにする契約で加わったような場合ではなかろうか。そうだとすると、死亡保障だけの定期保険のような場合に原則として債務引受型と解するのが妥当であるとはいえないことになる¹⁶。

他人のためにする生命保険では、保険契約者に保険金受取人変更権が留保されているのが通常であり、保険契約者が保険契約を任意に解約することもできる。保険契約者と保険金受取人間の具体的事情は別として、このような契約内容だけから客観的にみると、保険金受取人の権利が非常に不安定なものであることからすれば、対価関係は保険金受取人が取得する保険金請求権の保険料を契約者が負担するという関係であるというよりは、保険契約者が保険金請求権を移転するという関係とみる方が合理的だと思われる。したがって、他人のためにする生命保険における対価関係は、原則としては債権譲渡型であり、保険金請求権の贈与類似の処分と解してよい¹⁷。もちろんこれは法律行為解釈の問題であるから、具体的事案に応じて保険料債務の引受と解釈することは否定されない。特に関連する事情がない場合には、原則として上記のように解されるということである。

(2) 生前処分か死因処分か

生前処分か死因処分かについては、保険料支出であれば生前処分と考えることになるだろう。また、積立金の処分を観念するのであれば死因処分となろう¹⁸。保険金請求権の処分とみるときに、この点は最も問題となる。この点につき、

¹⁶ なお、安達龍雄「大阪家庭裁判所家事部決議録」民商42巻2号（1960年）133頁参照。

¹⁷ 山本哲生・判批・事例研レポ185号（2004年）4頁。

¹⁸ 藤田・前掲注（5）1063頁。

死亡時まで贈与者たる保険契約者が常に処分を撤回でき、質権設定や契約者貸付等により贈与の目的物から利益を享受できることから死因処分とする説がある。撤回可能な死因贈与類似の一方的な無償死因処分と解するようである¹⁹。しかし、贈与者が解消ないし利用することのできる権利を生前に確定的に処分したものとみる説もある²⁰。

死因処分とみる場合、遺贈の方式に関する規定が適用されることにならないかが問題になる。民法554条は、死因贈与につき遺贈に関する規定に従うと定めるが、遺贈の方式に関する規定は死因贈与には適用されないと解されている。しかし、これは死因贈与が契約であり、単独行為ではないことを理由としている²¹。したがって、単独行為による死因処分を観念する場合には、遺贈の方式に関する規定に従うと解釈するのが妥当であるように思われる。そうだとすると、現実的には対価関係を要式とするのは妥当ではなく、この点からは、対価関係は生前処分と解することが望ましい²²。

3 実質論

(1) 特別受益、遺留分減殺

上記では、対価関係に即して整理してきたが、もちろん実質的な結論の当否も問題になる。特別受益等に関して実質的な問題の所在をよく表すのが、保険金受取人の変更に伴う保険金請求権の処分が特別受益や遺留分減殺の対象になるとして、どの金額が対象となるかに関する議論である。この点につき、学説としては、保険金額説、解約返戻金額説、保険料説、修正保険金学説がある。これをどう解するかは対価関係に則して考える立場からすれば、理論的には対価関係がどのような法律関係かで決まることになる。たとえば、対価関係が保険料を支出してやるという債務負担型であれば、保険料の額が対象となる。こ

¹⁹ 藤田・前掲注（5）1062頁、1069頁

²⁰ 山下・前掲注（1）78頁。保険金受取人の指定・変更により、その効力発生時に受取人が保険金請求権取得するとみるのが通説・判例である。最判昭和40・2・2民集19巻1号1頁。

²¹ 末広巖太郎「死因贈与ニ就イテ」法学新報26巻4号（1914年）39頁、我妻栄・債権各論中巻一（岩波書店、1957年）237頁。

²² 山本・前掲注（17）5頁。

れに対して、対価関係が保険金請求権の処分であるという債権譲渡型であれば保険金請求権の価値が対象となり、評価の時期が早くても相続開始時と解されていることを前提とすると²³、相続開始時には保険事故が発生しており、保険金請求権が具体化しているので、支払保険金額が対象となることになる²⁴。

実質的には次のような議論がなされる。まず、保険金額説の根拠として次のようにいうものがある²⁵。被相続人が法定相続人の一人を受益者として生前に第三者のための契約で生計の資本に当てる目的で不動産を購入した場合は、持戻しの額は不動産の価額である。このような第三者のための契約は被相続人が不動産を購入してから相続人に贈与することを省略したものともみることができ、したがって、実質的に不動産の生前贈与である。持戻し財産の評価を相続時にすることから考えても、相続時の不動産価額を持戻しの対象とすることが公平にかなう。これと生命保険金を比較すると保険料の総額が代金で、不動産価額が保険金額に相当する。

このような理由に対しては、保険料総額が遺留分減殺等の対象になるか、保険金額が対象になるかは対価関係における法律関係をどう解するかの問題であり、対価関係が保険契約者が保険料債務の債務引受であるならば保険料が問題となり、対価関係が保険金請求権の移転であれば保険金額が問題となるという指摘がある²⁶。この指摘は正当であろう。対価関係が不動産贈与と比較することが妥当なものであるかがまず問題となるのである。したがって、実質論としては、持戻し財産の評価を相続時にすることから考えても、相続時の不動産価額を持戻しの対象とすることが公平にかなうという点が意味をもつものといえる。

なお、保険料説や解約返戻金額説の根拠として、被相続人の出捐という観点から論じられることがある。すなわち、保険料説からは、保険料が被相続人の財産的出捐であるとされる²⁷。解約返戻金額説からは、死亡直前に被相続人が

²³ 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）』〔補訂版〕（有斐閣、2002年）459頁〔中川淳執筆〕。

²⁴ 山下・前掲注（1）80頁、高木多喜男「相続の平等と持戻制度」星野英一＝森島昭夫編・現代社会と民法学の動向（有斐閣、1992年）447頁。

²⁵ 高木・前掲注（24）443頁、447頁。なお、山下・前掲注（1）80頁。

²⁶ 藤田・前掲注（5）1059頁。

²⁷ 柳川勝二『日本相続法注釈上』（巖松堂書店、1918年）596頁、岩田健次「特別受益分の持戻について」関西大学法学論集13巻4＝5＝6号（1964年）205頁、

契約解除して返戻金を取得し、これを相続財産中に残留せしめえたにも関わらずこれをしないまま死亡し、それによって受取人たる相続人が保険金請求権を取得したのだから、解約価格の限度で被相続人の出捐があったものとみることができるとされる²⁸。また、保険金額説への批判として、保険金は保険契約者たる被相続人の出捐ではないといわれることがある²⁹。

しかし、このような形で出捐に注目することが妥当かどうか、結局、対価関係の理解による。対価関係が保険金請求権の移転であるならば、出捐は保険金請求権となる。もちろん保険金請求権の価値をどう評価するかは問題になりうるが、評価時が相続時であるなら出捐の評価として保険金額が妥当することになる。

保険金額説に対する実質的な批判としては、結局、多額すぎる、保険金受取人の保護に欠ける³⁰という点に集約されるように思われる。逆に、保険料説に対する実質的な批判としては、次のことがいわれる。契約締結から保険事故発生までの期間が短い場合を想定すれば、共同相続人間の実質的公平をはかるといふ本来の趣旨に合致しない³¹。もし相続開始後1年以内に支払ったものだけに限定するとほとんど意味がない³²。保険金額は多額であるのに対して保険料は小額にすぎないため余り価値がない³³。さらに解約返戻金額説に対する批判として、約締結から保険事故発生までの期間が短い場合を想定すれば、共同相続人間の実質的公平をはかるといふ本来の趣旨に合致しない。しかも、保険料より低額となることが考えられるといわれる³⁴。

結局、保険金額では多すぎるが、保険料や解約返戻金の額では小さすぎると

220頁、久貴忠彦「生命保険金請求権の相続性・特別受益性」民研369号（1988年）9頁、19頁。

²⁸ 近藤英吉『相続法論下』（弘文堂書房、1938年）1131頁、久貴・前掲注（27）20頁。

²⁹ 安達・前掲注（16）273頁、278頁、岡垣学「生命保険金請求権と相続の関係」法学新報75巻10＝11号（1968年）123頁、152頁、久貴・前掲注（27）19頁。

³⁰ 岡垣・前掲注（29）152頁、千藤洋三「生命保険金請求権の民法903条の特別受益性について」関西大学法学論集42巻3＝4号（1992年）809頁、829頁。

³¹ 久貴・前掲注（27）19頁。

³² 岡垣・前掲注（29）152頁、藤田・前掲注（5）1066頁。

³³ 岡垣・前掲注（29）152頁、千藤・前掲注（30）829頁、前田陽一「生命保険金と特別受益・遺留分減殺」みんけん563号（2004年）3頁、5頁。

³⁴ 久貴・前掲注（27）20頁、前田・前掲注（33）5頁。

いうことであり、そのことから修正保険金額説が支持を集めているといえよう。修正保険金額説は、保険契約者が死亡時まで払い込んだ保険料額の保険料総額に対する割合を保険金額に乘じた額を対象額とするものである。修正保険金額説の根拠としては、もっとも受取人や共同相続人らの納得を得やすいことがあげられている³⁵。

このように特別受益や遺留分減殺の対象になることを認めるとして、その金額をどう解するかについて、すわりの良い結論を導くことが難しいことも相まって議論は錯綜している。なお、特に特別受益については、被相続人の意思を尊重するという視角に立ち、被相続人の意思表示による持戻しの免除（民903条3項）を活用して柔軟に解釈するという立場が有力に主張されている。また、ここでは明示の意思表示がない場合には、黙示の意思表示解釈として、当該事案における様々な要素を考慮して免除の意思表示があるといえるかどうかを判断するという形で、相続人間の衡平をはかることも考えられている³⁶。

(2) 相続債権者との関係

相続債権者との関係で保険金請求権が責任財産になるかという問題は、生命保険には遺族を保護する機能があることは認識されていると思われるが、相続債権者との関係で生命保険の遺族保護の機能をどのような形で認めるかという問題である。この点につき、責任財産にならないという結論は比較法的にも共通しているとの指摘がなされている³⁷。この点からすれば、とりあえず実質的には相続債権者の責任財産とはしないとすることが穏当な解決であろう。

以上のような議論状況を前提として、次に、対価関係に則して考えるアプローチからした場合に、遺言による受取人変更の際の対価関係はどのように考えられるか、相続債権者との関係、特別受益等との関係はどのように解されるかを

³⁵ 岡垣・前掲注（29）153頁、久貴・前掲注（27）20頁、千藤・前掲注（30）828頁。

³⁶ 高木・前掲注（24）433頁、千藤・前掲注（30）824頁。また、山下・前掲注（1）94頁。なお、千藤洋三・判批・民商122巻6号（2000年）914頁では、被相続人の意思の尊重という観点から、特定の者を受取人に指定した場合には、原則として特別受益になることを否定するという立場が示されている。

³⁷ 藤田友敬「保険金受取人の法的地位（7・完）」法協110巻8号（1993年）1183頁以下。

検討する。

Ⅲ 遺言による受取人変更の際の対価関係

遺言による受取人変更について対価関係に則して考えるときに問題となりうるのは、対価関係を死因処分とみるか生前処分とみるかであろう。これは、遺言によらない、保険者に対する意思表示による受取人変更の場合は対価関係を保険金請求権等の生前処分と考える立場に立つときに、遺言による受取人変更の場合も同様に考えるかどうかという点で問題になる。保険者に対する意思表示による受取人の変更の際にも死因処分と考えるのであれば、遺言による受取人変更の場合も死因処分と考えるということで問題はないであろう。

保険者に対する受取人変更の効力発生時については、意思表示が保険者に到達したときに、通知の発信時点に遡って効力が生じる（保険43条3項）。遺言による受取人変更の効力が生じるのは、遺言の効力発生時すなわち保険契約者死亡時である（民985条1項）。このように受取人変更の効力発生時は、保険者に対する意思表示によるか遺言によるかで異なっている。もちろん、受取人変更の効力発生時はあくまで受取人変更自体の効力の問題であり、対価関係における法律行為の効力発生時とは別の問題である。たとえば、保険契約者が生前に保険金請求権を贈与する契約を締結し、その履行を遺言による受取人変更の形で行うことは理論的にはありうる。このとき、対価関係である贈与契約は生前贈与であるが、受取人変更は契約者の死亡時に効力を生じる。

前述のように、対価関係をどのように解するかは法律行為の解釈の問題である。そのような問題として、種々の要素を考慮しつつ解釈することになる。そこで、まず、対価関係が生前処分か死因処分かで、特別受益や相続債権者との関係において結論としてどのような違いが生じるかを確認する。特別受益に該当するかどうかについては、遺贈であれば目的に関係なく、特別受益となる。死因処分が遺贈として扱われるとすると、死因処分も目的を問わずに特別受益となることになる。生前贈与については、婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本としての贈与であれば、特別受益となる（民903条1項）。生計の資本としての贈与かどうかは一般的には広く解されている³⁸。なお、特別受益

³⁸ 谷口＝久貴編・新版注釈民法（27）（有斐閣、1989年）228頁〔有地亨〕。

となる贈与かどうかは、相続財産の前渡しとみられる贈与かどうかを基準として相続人間の衡平を考慮して判断されるべきであるとされている³⁹。生前贈与も原則として特別受益となるとすると、実際上は生前贈与でも遺贈でも特別受益になることになり、この点では違いは生じない。

遺留分減殺については、遺贈および相続開始前の1年間にした贈与は対象となる（民1030条・1031条）。ただし、特別受益の対象となる贈与には、このような期間制限はない（民1044条による903条の準用）。また、遺留分減殺における順序は遺贈の後で贈与につき減殺される（民1033条）。したがって、対価関係を生前処分とみるときは、その時期が相続開始の1年より前であれば遺留分減殺の対象にはならないことになる。また、遺留分減殺の対象になる場合も、遺贈の後で減殺されることになる。

次に相続債権者との関係についてみておく。生前処分であれば、相続財産ではなくなるので、相続債権者の責任財産とはならない⁴⁰。相続財産になるかどうかは主に相続人が限定承認をしたときに問題になるところ、限定承認をした場合、限定承認者は相続債権者に弁済した後でなければ、受遺者に弁済をすることができない（民931条）。相続債権者よりも先に受遺者に弁済した場合には、限定承認者は相続債権者に損害を賠償する責任を負う（民934条1項）。したがって、一般的には、遺贈であれば対象となった財産は相続債権者の責任財産となるといえる。対価関係を死因処分であるとみて、保険金についてもこの結論を認める説もある⁴¹。

しかし、この点については、保険金請求権を保険金受取人の変更によって受取人に取得させた場合には、限定承認者は責任を負わないとの指摘がなされている。すなわち、保険契約者が保険金請求権を遺贈した場合に、限定承認者は相続債権者よりも先に受遺者に弁済してはならないのであるが、保険金請求権は被相続人たる保険契約者の行為によって新受取人に帰属しているのであり、相続債権者に新受取人が優先することになってしまうが、これは限定承認者が弁済した結果ではなく、被相続人の行為の結果であるから、限定承認者が損害賠償責任を負うことはない⁴²。このようにみれば、相続債権者との関係では、

³⁹ 谷口=久貴編・前掲注（38）228頁〔有地〕。

⁴⁰ 山下・前掲注（1）78頁。

⁴¹ 大森・前掲注（8）60頁（解約返戻金相当額について）。

⁴² 藤田・前掲注（5）1072頁。

対価関係が死因処分であろうと生前処分であろうと、結論的には変わらないことになる。

このように生前処分とみるか死因処分とみるかは、遺留分減殺の対象になるかどうかで違いをもたらさう。特別受益については、生前贈与でも基本的には特別受益の対象となるとすると、違いは生じない。相続債権者との関係では、上記の解釈によれば、違いはない。

以上を念頭におきつつ、遺言によって受取人変更したときの対価関係における法律関係は何かを考える。前述のように理論的には、保険契約者が生前に受取人と贈与契約を締結し、その履行を遺言による保険金受取人の変更という形で行うことはありえる。しかし、実際には遺言とは別に贈与契約が締結されているといえるようなことはきわめてまれであろう。なお、そもそも遺言による受取人変更の場合に限らず、明示的に保険金受取人との間で贈与契約が締結されているといえるような例外的な場合を除いて、保険金受取人変更とは別の意思表示がなされており、法律関係が形成されているということは擬制的であることは否定できない。対価関係において法律関係を観念することはできないとの見解が根強いのもそのためであろう⁴³。しかし、第三者の受益を正当化するためには保険契約者との関係で何らかの法的根拠が必要であり、法的な評価として何らかの法律関係が形成されているものとみるということである。

遺言による保険金受取人の変更以外には、保険金請求権に関する明示の意思表示はなされていないときに、対価関係をどう理解することが合理的であろうか。遺言をてがかりに意思表示を解釈するのであるから、保険金請求権の処分も遺贈としてなされていると解するのが自然であるといえよう⁴⁴。保険金請求権の権利者は旧受取人であるから、相続財産に属しない権利の遺贈ということになる。

遺言によって受取人を変更した場合の対価関係が原則として死因処分であるとする、前述のように、遺言ではなく保険者に対する意思表示によって受取人を変更した場合の対価関係は原則として生前処分であると解する立場をとるとすると、遺言かそうでないかで遺留分減殺の対象になるかどうかのところで違いがでてきうる。遺言によるかどうかでこのような違いが生じることは妥当

⁴³ たとえば、千藤・前掲注(36)912頁。

⁴⁴ 山下・前掲注(1)38頁。

であろうか。

遺留分の制度が相続人間の公平をはかるものであり、減殺の対象となる行為について遺贈と相続開始前1年内の贈与としていることからすれば、遺贈による受取人変更の際の対価関係を死因処分とみることが自然であるのであれば、遺留分減殺の点で扱いが異なることは当然といえよう。むしろ保険者に対する意思表示による受取人変更の際の対価関係を生前処分とみることが妥当かどうかの方が問題となるかもしれない。いずれにしても、遺留分減殺につき違いが生じること自体は決定的な問題ではないといえよう。

Ⅳ 判例の枠組みによる構成

ここでは判例の枠組みに立ったうえで、特別受益や遺留分減殺の問題につき、遺言によって受取人を変更したことが反映されるかどうかを検討する。前述のように、判例は、直接的には、保険金請求権は保険契約者の相続財産ではないこと、実質的にも保険契約者の財産であったとはいえないことから結論を導いている。もっとも、そもそも保険契約者と保険金受取人間に何らかの法律関係があるということ自体を認めず、保険金請求権の固有権性から結論を導くものか、対価関係における法律関係は認めたとうえで、その法律関係は民法1031条や民法903条1項にいう贈与等ではないとするものかは定かではない。たとえば、対価関係として贈与類似の無償処分のような法律関係を観念し、本来であれば、この法律関係に則して、特別受益等に該当するかどうかを判断する結果、特別受益についていえば、相続人の一人を保険金受取人としたときに、生計の資本としての贈与であれば、特別受益に該当するのが原則となるところ、上記判例は、対価関係にこのような法律関係があることは認めながら、保険金請求権は保険契約者からの承継取得ではなく、また、保険金請求権が実質的に保険契約者の財産に属していたものとはいえないという性質から、対価関係として贈与契約があろうとも原則として特別受益等には該当しないと判断したものと位置づけることもありえる⁴⁵。

なお、特別受益については、対価関係が遺贈であれば特別受益に当たること

⁴⁵ 山本・前掲注(17) 8頁 [山下友信コメント]、得津晶・判批・法協123巻9号(2006年)1925頁以下。

には問題はないが、特別受益に当たる生前贈与は、婚姻または養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与である（民903条1項）。また、生前贈与が特別受益に当たるかどうかは相続財産の前渡しといえるかどうかから判断することもいわれている。したがって、対価関係を生前処分とみる場合には、生前処分がなされていることは認めながらこれらの要件を満たさないものと解することもありえる。ただし、相続財産の前渡しではない例としてあげられる典型例は扶養義務の履行といえるような場合であり⁴⁶、本来的に贈与であるもののうち特別受益となる範囲を限定するような機能はもたされていないようである。また、生計の資本としての贈与に当たるかどうかも一般的には広く解されているようである⁴⁷。このような理解からすると、保険金請求権を処分した場合には原則として特別受益に該当することになる。

これに対して、「生計の資本として」という要件により積極的な意味をもたせようとしている見解もみられる。特に、保険契約者が第三者を保険金受取人とする場合に、特別受益に該当するかどうかを制限するものとして、「生計の資本として」の要件を用いるものがある⁴⁸。このような解釈によると、第三者のためにする保険契約において、保険契約者と保険金受取人間の贈与類似の処分というような法律関係を認めたくえて、特別受益には当たらないという解釈が少なくとも形式的には容易になる。問題は「生計の資本として」の内容をどのように解するか、すなわち生前贈与でありながら特別受益には当たらないとする要件の内容をどのようなものとするかである⁴⁹。もっとも、遺言による受取人変更がなされた場合には、対価関係を遺贈と解するのが合理的であるとする、これらの要件によって特別受益に当たらないとする解釈はできなくなる。したがって、対価関係を認めたくえて特別受益ではないというような解釈をするのであれば、「生計の資本として」の解釈というよりは、より一般的な特別受益等の趣旨ということで対象にはならないとする方が妥当であろう。また、遺留分減殺においては、「生計の資本として」という要件はないため、遺留分

⁴⁶ 園田格「相続分の算定」家族法大系VI・前掲注（6）289頁。

⁴⁷ 谷口=久貴編・前掲注（38）228頁〔有地〕。

⁴⁸ 潮見佳男・相続法（第2版）（弘文堂、2005年）105頁、得津・前掲注（45）1926頁。

⁴⁹ 得津・前掲注（45）1926頁は、被相続人に相続分の前渡しの意思があったか否かという基準とする。

減殺でも同様の解釈を導こうとする場合には、「生計の資本」の要件は使えない。以下では、まず特別受益について検討する。

判例が対価関係たる法律関係を認めたいうえで特別受益となることを原則として否定するものかどうかは明らかではないが⁵⁰、そのような理解が可能であることも確かであろう。そもそも保険契約者以外の第三者を保険金受取人とする保険契約を第三者のためにする契約であるとは位置づけないのであれば別であるが、第三者のためにする契約であると構成するのであれば、わが国の一般的な理解からすれば、対価関係における法律関係を認め、その法律関係に則して特別受益に当たるかどうかを判断するという解釈が適切である⁵¹。また、仮に対価関係における法律関係を認めないとしても、特別受益かどうかは基本的には被相続人が遺贈または贈与をしたかどうかで判断されるのであり、第三者のためにする保険契約という形であれば常に特別受益に当たらないとするよりは、被相続人たる保険契約者と保険金受取人の関係を評価することにより、特別受益に当たるかどうかを判断するのが妥当であるといえよう。そうすると、仮に法律関係として対価関係における保険金請求権の処分は認めないとしても、対価関係を実質的に評価することにより特別受益に当たるかどうかを判断することが適切であり、その判断の中身は対価関係においてどのような法律関係を認めるかとほとんど同じになるように思われる⁵²。すなわち、いずれにし

⁵⁰ 土谷裕子・判批・平成16年度最判解（2004年）630頁は、そもそも対価関係として保険金請求権の処分のような法律関係は認められないとする。

⁵¹ 他人のためにする生命保険契約を第三者のためにする契約とは解さない立場もある。ただし、そこでは生命保険契約の効果としては保険契約者が保険金請求権を取得し、保険金受取人は保険契約者の処分行為により保険金請求権を承継取得すると解されているようである。倉沢康一郎「保険金受取人の変更」文研論集87号（1989年）11頁、宮島司「他人のためにする生命保険契約」法学研究66巻12号（1993年）91頁、鈴木達次「他人のためにする生命保険契約の法的構造に関する一考察」法学政治学論究31号（1996年）351頁。そうであるとすれば、相続債権者との関係、特別受益、遺留分との関係においては、第三者のためにする契約とみたくて対価関係に即して解釈する立場と基本的には同様の考え方をすることになろう。

⁵² フランスでは対価関係を独立の法律関係として観念することはないが、実質的に対価関係に着目しつつ、第三者のためにする契約自体の法的性質の問題として処理されていることにつき、藤田・前掲注（5）1047頁。

でも複合取引的な見地から第三者のためにする保険契約をめぐる利害関係を調整することが妥当であるといえよう。

ここで改めて判例をみると、前述のように、判例は直接的には、保険金請求権は保険契約者の相続財産ではないこと、実質的にも保険契約者の財産であったとはいえないことから結論を導いている。保険金請求権は相続財産ではないことは、保険金受取人が固有の権利として取得するものであることから導かれる。また、実質的にも保険契約者の財産であったとはいえないことは、保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の關係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないことから導かれている。実質的にみると、重要なのは保険金請求権は保険料と等価ではなく、稼働能力に代わるものでもないという点であろう。対価關係の観点からすれば、対価關係が遺贈または贈与であっても、被相続人の（実質的な）支出と第三者の受益が等価ではない場合には、原則として特別受益に当たらないという枠組みのようにみえる。

このような枠組みの当否は別として、仮に判例が実質的にはこのような判断枠組みに立っているとすると、特別受益かどうかという問題につき、受取人変更が遺言によりなされたかどうかは關係ないことになる。ここで、遺言により受取人変更した場合、典型的には、他の財産の遺贈と合わせて受取人変更を遺言でなしたような場合に、保険金は特別受益にならないが、遺贈された他の財産は特別受益になるとすると、被相続人の意思に反するのではないかとの指摘がなされている⁵³。そこで、特別受益制度において、被相続人の意思はどのような意味をもつかを確認する必要がある。特別受益制度が被相続人の意思に基づく制度ではないのであれば、このようなことは特に問題になることではないといえる。つまり、遺言により保険金受取人が変更された場合に、同一の遺言で遺贈された他の財産は特別受益になり、保険金は原則として特別受益にはならず、それが被相続人の意思には合致しないとしても問題ないことになる。

特別受益制度については、比較法的にローマ法に基づくものとゲルマン法に基づくものという2つの趣旨を異にする流れがあり、日本法は両者の要素を受け継ぐものとされているようである。すなわち、ローマ法の持戻しは被相続人は諸子を平等に取扱うに違いないという被相続人の意思の推測に基礎をおくも

⁵³ 山下・前掲注（1）33頁。

のであり、ゲルマン法の持戻しは、相続分の前渡しに当たるものを相続開始時点で考慮に入れるものとされる。そして、日本の制度は両者の要素を受け継ぐものであって、持戻しは、他の共同相続人との不均衡を調整するために相続分の前渡ししたる意義をもつ生前贈与あるいは遺贈をもって、持戻しを認めるのが被相続人の意思にも合致するとの推測に由来するものとされる⁵⁴。

このように被相続人の意思という要素と相続分の前渡しを調整することによる相続人間の公平という要素があるとする、ここで問題になるのは、支出と受益が等価でないという要素と被相続人の意思に合致しないという要素をどのように衡量するかである。おそらく、支出と受益が等価ではないことは、そのような考え方が妥当かどうかは別として、相続分の前渡しに当たるものとして評価することが適切ではないという要素として位置づけられるのであろう。ここで、特別受益ではないとすることが被相続人の意思に反するとして、相続分の前渡しかどうかという要素と被相続人の意思という要素をどのように衡量するかが問題となる。

一方の要素だけで判断するのは妥当ではないであろうから、判例の枠組みに沿う形でいえば、原則として特別受益になることを否定しつつ、特段の事情において被相続人の意思を考慮するということがありうる⁵⁵。ただし、民法の規定からは、相続分の前渡しと認められる場合に、被相続人の意思によって持戻しの対象としないことができることは明らかであるが（民903条3項）、相続分の前渡しとは認められない場合に被相続人の意思によって持戻しの対象とすることが妥当かどうかは明らかではない。そもそも相続財産とは無関係であるとすれば、それを被相続人の意思によって持戻しの対象とすることは理論的におかしいようにもみえる。しかし、保険金の場合には、そもそも無関係というものではなく、支出と受益が等価ではないから、相続分の前渡しと評価することが妥当ではないという評価の問題であるとみれば、被相続人の意思を加えて最終的に評価することは、少なくとも理論的にありえないというものではなからう。

遺言により保険金受取人を変更すると同時に、他の財産の遺贈もしているような場合には、被相続人の意思からすれば、生命保険金も他の財産も合わせて

⁵⁴ 谷口＝久貴編・前掲注（38）210頁以下〔有地〕。

⁵⁵ 得津・前掲注（45）1926頁。

財産の配分を考慮していると考えるのが合理的であろう。そうすると、とりあえず生命保険金も特別受益として考えることが妥当であろう。ただし、他の財産も生命保険金も合わせて財産の配分を考慮しているとはいえるとしても、その上で、特に受取人には多額の財産を与えるという意味であることはもちろんありうる。その場合には持戻しの免除が認められていることからしても、結論的には特別受益に当たらないとみるべきである。要は被相続人の意思の解釈の問題であり、ただ、特に保険金受取人に多額の財産を与えるという意思があるとはいえず、生命保険金も相続財産の評価に加えることが被相続人の意思に適うであろう場合には、それを特段の事情として考慮すべきである⁵⁶。

なお、特別受益において被相続人の意思をある程度尊重すべきであることは特別受益制度全体の問題であり、遺言による受取人変更の場合にのみ被相続人の意思に配慮すべきということではない。遺言によらずに保険者に対する意思表示によって受取人を変更した場合でも被相続人の意思に合致していないということはある。したがって、遺言による受取人変更を特別扱いするということではなく、一般的に被相続人の意思に配慮することが必要である。遺言でなくても、特別受益にしないことが被相続人の意思に合わないといえる場合には特段の事情を認めて特別受益とするべきである。また、逆に、上記のように、遺言による受取人変更であっても、特別受益としないことが被相続人の意思に合致することももちろんありうるのであって、そのような場合には原則通り特別受益ではないとすることで問題はない。

なお、判例は遺留分減殺については、特段の事情による例外なしに、遺留分減殺の対象になることを否定している。遺留分減殺は被相続人の意思による制度ではないことからすると⁵⁷、被相続人の意思を考慮するかどうかという点では、遺留分減殺と特別受益で差があることは合理的なものといえよう⁵⁸。

⁵⁶ 平成16年決定は、特段の事情を、不公平が民法903条の趣旨に照らし、到底是認することができないほどに著しいものと評価すべき事情とし、その判断方法として、保険金の額、保険金の額の遺産の総額に対する比率、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮するとしている。

⁵⁷ 中川＝加藤・前掲注(23) 444頁以下 [中川淳]。

⁵⁸ 得津・前掲注(45) 1928頁。

本研究は、日本学術振興会・科学研究費補助金『複合取引の法規制』による研究成果の一部である。